

岐阜市行政第38号
平成15年6月13日

岐阜市長 細江茂光 様

岐阜市情報公開審査会
会長 後藤真一

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成15年3月17日付け岐阜市経観第177号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市長(以下「実施機関」という。)が梅林自治会連合会が行った岐阜城大改修に係る寄付の納入通知書兼領収書(以下「本件公文書」という。)のうち金額の分かる情報(以下「本件情報」という。)を非公開とした一部非公開処分は、これを取り消し、全部公開すべきである。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成15年1月23日付け岐阜市経観第144号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 岐阜城大改修に係る寄付金に関しては、梅林自治会連合会が会員にも報告もなく、同連合会会長に公開申請をしても拒否されたため、本件公文書の公開請求に至ったものである。
- (2) 不服申立てにおいて公開を求めているのは、梅林自治会連合会が市へ支出した寄付金の額であり、市が寄付を受けたものすべてについて公開を求める趣旨ではない。
- (3) 梅林自治会連合会が市へ支出した寄付金の額は、同連合会が傘下の単位自治会を通じ、その自治会の会員に募って集めたものであり、情報公開性の極めて高いものである。
- (4) 寄付金は、本来自由意思で自発的になされる任意性の高いものである。また、自治会連合会の寄付金は、それぞれ自治会連合会の世帯数等地域性の違いから必然的に金額に多少の差が生ずることは明らかであり、本件情報を公開することにより、自治会連合会の協力度の優劣を比較評価することに繋がることは適切ではないし、自治会連合会の社会的な評価に影響を及ぼすという理由付けは正当ではない。
また、自治会連合会会長が寄付金について前述のように認識していれば、たとえ本件情報を公開することにより協力度を比較されるような事態が生じても正当に会務を統括できるので、自治会連合会の組織運営に支障を及ぼすおそれもない。
- (5) 岐阜城大改修に係る寄付募集事業は、文化的な公共の福祉に関する事業でもあるから、その事業における本件情報については公開すべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号について

自治会連合会においては、本件情報が公開されることは予見されていない状況にある。また、市においては、一般に寄付において公開を望まない場合にはその意思を尊重して、氏名及び金額の情報を非公開としており、本件情報についても、同様に扱う必要がある。

また、本件情報を公開すると、自治会連合会の協力度が比較され、その社会的な評価に影響を及ぼし、自治会連合会長の組織統率力が問われる等今後の自治会連合会の組織運営に支障を及ぼすおそれがあるので、本件情報は、法人その他の団体に関する情報で、公開することにより当該団体の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当する。

(2) 条例第6条第1項第4号イについて(平成15年4月11日付け陳述書において追加された理由)

自治会連合会の協力度が比較される等前述した理由により、今後同様に寄付を募る場合に、その協力が得られず、市が当該寄付により実施しようとする事業の目的が達成できなくなるおそれがあり、公開することにより当該事業の性質上、当該事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなものに該当する。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、梅林自治会連合会から市に対して、岐阜城の改修工事に関する寄付金の納入があったことを市へ通知するために、納入を受け付けた金融機関によって作成され、当該金融機関から市へ送付されて、市が受け付け、保有しているものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 条例第6条第1項第3号の該当性

本号に該当するためには、本件情報が「法人その他の団体に関する情報で、公開することにより当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」でなければならない。

実施機関は、本件情報の公開により市政運営上重要な役割を担っている自治会連合会の協力度が比較され、その社会的な評価に影響を及ぼし、自治会連合会長の組織統率力が問われる等今後の自治会連合会の組織運営に支障を及ぼすおそれがあり、公開することにより当該団体の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当すると主張する。

確かに本件情報が公開されると、自治会連合会ごとの寄付金の額も公開され得ることとなり、結果として各自治会連合会の寄付金の額が一覧できる可能性は否定できない。しかし、不服申立人及び実施機関の陳述によれば、本件の寄付金は、各自治会連合会が所属する自治会が集めた寄付金をとりまとめて市に振込みをしたものに過ぎず、その額は各自治会連合会の規模、所属する自治会数、自治会会

員の個別の寄付金額の多寡等の諸事情に応じ、各々差が生じるのは当然予測されるものであり、このような限りにおいては、寄付金の額が将来的に一覧できる可能性があるというだけで各自治会連合会の協力度を評価され、その社会的評価を害するものとは考えられない。

また、自治会は、その区域内に居住する住民をもって組織された非営利の団体であって、地域社会の発展に寄与するため住民の親睦及び福祉の増進を図ること等を目的として活動を行っており、また、本件寄付事業と同様に、これまでも行政からの依頼を受け、様々な事業に協力を行っており、行政における重要な位置づけをもった組織ということが出来る。自治会連合会は、このような自治会の集合体として地区ごとに組織されていることから、一定の公益性を有した団体と認められ、その情報は他者との競争により営利を求めるといような一般の企業等の情報とは、その取扱いも異なり、公開することがより強く求められるものというべきである。

この点、実施機関からは、本件情報の公開により著しく害されることが明らかとされる自治会連合会の事業上の正当な利益についての具体的な疎明もないことから、実施機関が主張するおそれは抽象的な危惧に過ぎないと考えられるので、公開により自治会連合会が事業上の著しい不利益を被るとまで認めることはできない。

以上より、本件情報は、条例第6条第1項第3号に規定する情報に該当するとは認められないので、非公開とすることはできない。

3 条例第6条第1項第4号イの該当性

実施機関は、平成15年4月11日付けで提出した陳述書において、条例第6条第1項第4号イに該当するとして非公開の理由を追加した。当審査会は、これを認めることとし、以下これについても判断する。

本号に該当するためには、本件情報が「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」でなければならない。

実施機関は、市において市民に対し広く寄付等の協力を募る場合に自治会連合会等自治会関係の組織を通じて協力を依頼する方法を用いることは有効な手段と考えており、本件情報が公開されると、市に対する信頼を損ね、今後協力が得られなくなり、市が当該寄付等により実施しようとする事業の目的が達成できなくなるおそれがあると主張する。

しかし、前項でも述べたように、寄付金の額は、各自治会連合会の諸事情に応じ、各々差が生じるのは当然予測されるものであり、本件情報が公開されることにより将来的に金額を比較されたとしても、自治会連合会の事業上の正当な利益を著しく害するとまでは認められないこと、そして、実施機関からは市に対する信頼を損ね、市の事業執行に著しい支障を及ぼすおそれについて、この点以外の

具体的な疎明もないことから、抽象的な危惧をいうに過ぎないと認められる。

したがって、本件情報は、条例第6条第1項第4号イに規定する情報に該当するとは認められないので、非公開とすることはできない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過等

平成15年	1月16日	公文書公開請求
	同月23日	実施機関の一部非公開処分決定
同年	3月12日	不服申立て
	同月17日	諮問
	同月25日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼 通知
同年	4月11日	同陳述書提出、受付
	同月22日	同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
同年	5月6日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
同年	6月13日	答申